

神の加護のもとで

——選挙君主制と世襲制、中世の神権政治と
現代の合理性のはざままで(1)——

イヴァン・ビリアルスキ
渡 邊 浩 司 訳

ハンス・ハッテンハウアー（1931年～2015年）の霊前に捧ぐ

第1章

1820年、フランス内務省は、「ルイ13世の誓願」を描いた絵画の制作をジャン＝オーギュスト＝ドミニク・アングル〔フランスの新古典派を代表する画家、1780年～1867年〕に命じた（図版1）。画家の生まれ故郷の町モンターバンの大聖堂の依頼によるものだった。1824年には、この作品はすでにサロンに出品できる状態にあり、大成功を収めた。作品に描かれている王は、聖母の前に跪き、権標〔王冠と杖〕を差し出している。この作品は、管見の限り、神の母〔聖母マリア〕へのフランス王国の奉獻を描いた一連の有名な図像のうち、年代的に最も新しい作品の1つである。このテーマは、フランスの政治と王朝のイデオロギーにとって重要なもので、おそらく現世の王権の源として神の権威に訴える考え方を裏付けるために使われている。その一方で、ルイ13世の誓願を王太子の誕生および王朝の存続と結びつける世論は存在していたし、いまでも相変わらずその考え方は存在している。王太子の誕生はもちろん、王の後ろ盾によって



図版 1 アンゲル「ルイ 13 世の誓願」

動いていた国と王朝に、神の権威が及んでいたことを補足的に裏付けるものだと考えられる。同時に、君主身分が生まれつき継承される根拠としても重要性を持ちうる。これにより提起されるのは権力の正統性の問題であるが、西欧と東欧では権力のあり方にかなりの違いがあるように思われる。

ビザンツとビザンツ世界では、君主たちが神とその母へ奉納を行う姿がよく見られる。その姿はとりわけ教会の寄進者たち〔王侯たち〕を描いた図像に見られるが、そこに権標〔王冠や

杖〕が見つかることは決してない。逆に王侯は、王冠が具現する権力を天から授かるのである。このように権力を目に見えるかたちで表した2つのタイプが本稿のテーマであり、その聖なる性格に関する考察から導き出された結論のいくつかをここで述べることにしたい。

第2章

1638年2月10日、フランス国王でナバラ国王でもあったルイ13世は、サン＝ジェルマン＝アン＝レーで勅許状に署名をし、勅令を發布した。それにより王は、自らと王国、王冠と臣民を聖母に捧げた¹⁾。枢機卿リシュリユーとジョゼフ神父〔本名フランソワ・ルクレール・デュ・トランプレー〕がこうした奉獻の考え方を生み出すのに関与したのは明らかで

1) M. de Vaulgrenant, « Le vœu de Louis XIII », *Revue d'histoire de l'Église de France*, t. 24, N. 102, 1938, p. 52.

ある²⁾。しかし王自身に奉獻を行う用意があったのも事実である。ルイ13世が1638年の8年前にすでに、前述の勅令に似た文書をしたためていたという証言が複数残っている。それは1630年に王がリヨンで病が癒えた後に書いたものであり、病の治癒は奇跡と考えられた³⁾。一度も公式文書とはならなかった手稿1点のみが存在するこの文書では、ルイ13世は聖母のとりなしにより王国を神に捧げたいという希望を明かしている。その願いは数年後に実現した。1638年2月10日の勅令は、ノートルダム大聖堂の内部に、聖母に捧げられた祭壇を建造すること、聖母被昇天を祝う8月15日にはすべての大聖堂と小教区の教会で厳かにお勤めを果たすこと、王国のすべての司教区で勇壮な行列行進を行うことを定めている。同じ機会にルイ13世は、王侯たちを王座に就かせたのは神であると主張し、そのことにより、王自らと臣民が、神の母の加護ととりなしのもとにあると宣言した。このようにして神は、人々の運命を支配する最高権威かつ普遍的な権力と定義されるが、それはもっぱら超越的で手の届かぬところにある権威である。己の身柄と王国を天に捧げることは、その時期まではいずれも天に属していなかったことを意味する。このケースでは、勅令はかなり矛盾したものとなってくる。

聖母へのフランス王国の奉獻は、複数の研究に主題を提供したが、本稿ではこの出来事に関わる点をいくつか検討するにとどめたい。何よりも、この勅令が発布されるに至った理由を明らかにしなければならない。勅令の文書自体はかなり明瞭だと思われる。それによれば、ルイ13世は国内

2) M. de Vaultrenant, art. cité, pp. 49-52 ; Léo Minois, « Le vœu de Louis XIII et la naissance de Louis XIV : observations iconographiques sur la célébration du roi très chrétien », *Les Cahiers de Framespa* [En ligne], 11/2012, mis en ligne le 23 novembre 2012, consulté le 10 février 2015. URL : <http://framespa.revues.org/2009>. (5 suiv.)

3) R. Laurentin, *Le vœu de Louis XIII, passé ou avenir de la France*, Paris, 2004, p. 94 ; L. Minois, art. cité, p. 4.

での紛争の時期や、異端が引き起こした分裂から王国を守ってくれたことに対し、神に感謝の意を表したのである⁴⁾。したがって王の勅令が、異国の敵よりはむしろ、宗教戦争の枠内でプロテスタント〔新教徒〕に対抗して出されたことは明らかである。事実、17世紀前半にわたってフランスは、信仰の基盤をめぐり、深刻で血なまぐさい軍事衝突を経験していた。その原因を、1636年当時のヨーロッパ政治という脈絡で、フランスが置かれていた難しい立場に見る研究者たちもいる。当時のフランス王国は、敵国（すべてハプスブルク家と同盟国だった）に囲まれ、東からも南西からも攻撃を受けていた⁵⁾。その折に火種となったのは、プロテスタントではなく、カトリックの主要部隊だった。フランスおよびナバラ王国の敵国は、確かに当時存在していた。いずれにしても、1638年2月10日の勅令は、偶然によるものでも、恣意的なものでもなかった。実際はその逆で、ルイ13世が個人的に聖母へ寄せた強い崇敬の念は、1628年の時点ですでに示されており、その翌年にはラ・ロシェル包囲戦での勝利を神の母に捧げている〔この包囲戦は、フランス西部の町ラ・ロシェルで、1627年から1628年にかけて、フランス国王ルイ13世とユグノー（カルヴァン派プロテスタント）との間で行われ、ルイ13世とカトリック側の勝利に終わった〕。征服したユグノーの町〔ラ・ロシェル〕へ入るとき、王は聖母に捧げる神殿の建造に使う最初の石を置いた。モンマルトル街に勝利のノートルダム教会を新たに建設したのも、王が同じ崇敬の念を別のかたちで表したものである。こうしたすべてのことから明らかになるのは、1638年に行われるさまざまな出来事の準備にあたって、プロテスタントに対する勝利が、ある意味で優先事項になっていたということである。それでも王は当然、敵国の脅威も考慮に入れていた。

4) *Mercure François*, t. XII, 1641, pp. 284-285.

5) M. de Vulgrenant, art. cité, pp. 50-51.

本論の枠内で取り上げて考察する重要な問題は、聖母への王国の奉獻と、後に太陽王ルイ 14 世となる王太子の誕生との関係である。ルイ 14 世は 1638 年 9 月 5 日に生を享けた。日付から見ると、ルイ・デュードネ [「神の賜物ルイ」を指すルイ 14 世の洗礼名] の誕生は、奉獻が功を奏したためではない。それにもかかわらず、この 2 つの出来事につながりがなかったわけではなく、特に民衆はつながりを感じていた。もちろん神の助けにより王位継承者をもうけたいという希望から、ルイ 13 世が勅令を出した可能性はあるだろう。こうした印象は、歴史家たちの意見を含め世論に存在するし、少なくともかつては存在した。それでも 1638 年 2 月 10 日の勅令には、こうした結論を示唆しうる記述は何もない。当時の王室の他の公式文書にも、ルイ 14 世生誕百年を祝った 1738 年当時のルイ 15 世時代の文書にも、そうした記述は見つからない⁶⁾。同時に、ルイ 14 世の誕生が、神秘的な物語や、プロヴァンス地方のコティニャックでの聖母出現のような神の摂理による幻視と関連付けられていることも周知の通りである。こうした一連の現象はどれも、聖母へのフランスの奉獻と一体をなさぬはずはない。確かにルイ 13 世は神の母に奇跡を願い出たことは決してなく、発布された王令にもそうした姿勢をうかがわせる痕跡はまったく含まれていなかった。それにもかかわらず、当時、世継ぎの誕生を願う希望が存在しなかったということにはならない。それにこうした希望の存在は、後になってははっきりと証明されている。注目すべきは、ルイ 13 世の死後と摂政時代 [1643 年にルイ 13 世が死去すると、王妃アンヌが摂政を務めた]、さらにはフロンドの乱 [1648～53 年] の時期に、ルイ 14 世誕生のために神へとりなしを求めたという説が、公式文書には見つからないが、少なくとも芸術作品の中で広がりを見せたことである。王夫妻 (ルイ 13 世とアンヌ・ドートリッシュ) が自分たちの子供を神とその

6) M. de Vaulgrenant, art. cité, p. 56.



図版 2 ルーヴル美術館所蔵の逸名作者による版画（1640年の作）

母に捧げる場面を描いた絵画や彫刻がいくつも残っている。この問題は後述することにし、ここでは、幼き王がこの世に生を享けたとき、キリストのように描かれたタイプの図像の存在を指摘するにとどめたい。このタイプは、「キリスト生誕」と「三博士来訪」の図柄に近い（たとえば、現在ルーヴル美術館が所蔵する、逸名作者の版画を参照）（図版 2）⁷⁾。誓願の勅令が幼き王ルイ 14 世によって再び発布されたことを忘れてはならない。もちろんそれは母から執拗に求められて行われたものだが、父によってなされた「宣言」を裏付けることになった。このケースでは、この敬虔な行為を王位の世襲と結びつけぬわけにはいかない。ルイ 13 世の死の直後、王朝強化の必要性が明らかになると、それ以前に知られていた概念を超越するような、王権を神聖化するための証言が考え出されるようになる。かくしてこうした神聖化は、権力の相続という考え方や、王と王族の

7) L. Minois, art. cité, pp. 32-33, fig. 9, note 31.

神格化によって実現された。それにもかかわらず考慮の必要があるのは、単に王個人への恩寵だけが問題とされたのではなく、当時の王国によって重要で、決定的でさえあった問題だったという点である。

ここまでの議論から明らかになったのは、神による選択と王朝の世襲のはざまに来る、権力の正統性という問題である。おそらくこの問題は、あらゆる体系に存在する実践と理論という二項対立をあらわにするだろう。つまり王冠を手にするときには、神の意思を無視することはできないが、君主たち（通常、独裁的な権力を握っている人々）が王冠を子孫に譲り渡したいという願望も無視できない。実際のところ、中世には世襲制と呼ぶに値する概念はなかった。法学者にとっては、それは諸々の権利の継承に過ぎず、教会法学者にとっては、結婚を妨げることになる血族関係に過ぎなかった⁸⁾。西欧では、神による選択と神の恩寵を証明するために過ぎなかったにせよ、世襲制は地歩を固めた。ビザンツでは、少なくとも理論上は、状況が異なっていたように思われる。

第3章

『ポゴニアネ年代記』——この歴史物語が初めて文字により書き留められたのは1763年であるが、その典拠は遥かに古い伝説である——が我々に伝える話は、「ポゴナトゥス」[「髭の」の意]の異名を持つ皇帝コンスタンティノス4世時代のイピロス地方[ギリシア北西部]に、修道院組織の起源を求めようとする伝承と関連している。この話は15世紀末頃か、16世紀の最初の20年に作られたが、現存する文書は18世紀のもの

8) F. Roumy, « La naissance de la notion canonique de *consanguinitas* et sa réception dans le Droit civil », *L'Hérédité entre Moyen Âge et l'époque moderne. Perspectives historiques*, éd. M. van der Lugt, Ch. de Miramon, Firenze, 2008, p. 41 suiv.

であり、ポゴニアネの大主教パルテニウス⁹⁾の手になるものである。ここでは話の詳細や、この地方が（地元の伝承に従って）皇帝の名を《獲得した》経緯ではなく、傲慢な皇帝を懲らしめるために神が皇帝に課した罰の話に注目しよう。以下に話の梗概を挙げる¹⁰⁾。

シチリア遠征からの帰途、コンスタンティノス 4 世はイピロスで足を止めた。イピロス滞在中に慢心しきっていた皇帝は、己の権力を神からではなく、王朝の世襲により、つまり皇族に生まれ父から皇位を受け継いだのだと宣言した（カラナシオス版では第 12～第 15 行）。もちろんそれは大罪であり、皇帝は天の罰を受けることになった。それは皇帝が、脱いだ服と皇帝の権標を置いて水浴に向ったときに起きた。そこへ 1 人の天使が現れ、皇帝の服と権標を手にとると、君主の天幕の中へ入った（第 28～第 31 行）。皇帝は実に厳しい状況に立たされた。なぜなら、兵士たちを含めだれもが、裸のまま絶望したコンスタンティノス 4 世ではなく、天使を唯一の主君と認めたからである（第 32 行以下および第 41 行以下）。さらに、物語のいくつかの版によると、皇帝は炭のように真っ黒になってしまったという。皇帝は絶望して涙し罪を悔いと、神の力を認め、自分の身柄を神に委ねた。結局のところ、もとの地位を取り戻した皇帝は、現世の慢心についての教えではなく、聖書の教えを認めた（第 52～第 59 行）。こうして皇帝は己の罪をあがなうために、イピロスで教会の創設者となった。事実、彼はテオトコス・モリュブドスケパストス教会を建立し、さらには彼の異名ポゴナトゥスを地方全体に授けたため、そ

9) Χ. Καρανάσιος, *Τὸ Χρονικὸν τῆς Πογονιανῆς, Μεσαιωνικά καὶ Νέα Ἑλληνικά*, 9 (2008), p. 119 suiv.; Chr. Stavrakos, *The Sixteenth Century Donor Inscriptions in the Monastery of the Dormition of the Virgin (Theotokos Molybdoskepastos). The Legend of the Emperor Constantine IV as Founder of Monasteries in Epirus*, Harrassowitz Verlag, Wiesbaden, 2013, pp. 208-209.

10) Καρανάσιος, *Τὸ Χρονικὸν τῆς Πογονιανῆς, op. cit.*, pp. 138-140 (publication du texte) ; Stavrakos, *The Sixteenth Century Donor Inscriptions*, p. 212 (un résumé).

れ以後ポゴニアネ地方と呼ばれるようになった [テオトコス・モリュブドスケパストス教会は、オスマン帝国によるバルカン半島支配の最初期に、それ以前にあった教会跡に建立されたという]。

もちろん、これは他の典拠には言及が見つからない一伝説に過ぎない。それでも、地上の君主たちの権威に関する特別な見方を浮き彫りにすることで、1つの^{メンタリティー}心性を明らかにしている。おそらくこの伝説は、『旧約聖書』に由来する。（『サムエル記上』第8章に書かれているように）ヘブライ人の中では王権の初めから、宗教上の権威はこうした問題に対して警戒の目を光らせていた。王というのは、神が自ら選んだ民に直接権力を行使するための障害とみなされていた。そのため、王が——たとえ最もふさわしい人物であれ——単なる人間であり、神によって選ばれ塗油された者に過ぎず、つねに神に服従してきたことを証明するために、あらゆる努力がなされた。権力の座につく人間を選ぶにあたって神が実際に下す決断を、人々がどのように知ることができるか（半ば奇跡的な選出に続く奇跡によるのか、あるいは生まれによるのか）というのは、別問題である。いづれにしても、生まれによる選択は当然の結果ではなく、神による選択の特別なタイプであると考えられた。この問題の詳細に立ち入ることはせず、以下の点を確認しておこう。管見によれば、こうした思想は、中世期のヨーロッパと地中海地域において神聖な王権を支配したのであり、真の世襲君主制は、近代に向かう過程で権力が合理化されて初めて地歩を固めたのである。

人間社会において、世襲や一門による相続という考え方が、心理的には常に大きな重要性を持ってきたという事実はもちろん否定できない¹¹⁾。し

11) 共産主義に代表される、攻撃的な世俗主義の独裁制のうちにさえも、現代における世襲制の復活を認めることができる（北朝鮮での独裁制の成功と、中欧や東欧での独裁制の動きを参照）。

かし、こうした考え方が政治的な意味で、ビザンツやギリシア正教の国々では、権力の正統性や宗教上のレベルに現れたことは一度もないように思われる。王朝は実際に存在したが、権力強化のために王朝を利用しようとする、神の意思と神による選択がいつも立ちはだかったのである。コンスタンティノポリスの《皇帝（バシレウス）》の選出という考え方には、2つの一般的なモデルがあると思われる。それはローマ共和政の遺産と、『旧約聖書』に基づく神権政治である。ある意味では、この2つのモデルは対立していたが、いずれも史書の中ではよく使われてきた。本稿ではビザンツにおける権力の正統性や継承に関する諸問題の解決には努めず、王侯を描く2つのタイプの図像に直接影響を及ぼしうる点を幾つか検討するにとどめる。

(1) 実際にビザンツは、ローマが崩壊し、その版図にゲルマン系諸王国が成立した後も、千年にわたって生き長らえた東ローマ帝国だった。そのためこの帝国は、文化、政治、イデオロギー、制度の上で連続性を持っていたケースなのである。確かにコンスタンティノポリスを首都に持つ帝国は独特な歴史現象となったため、近現代の史書の中では、その名の変更が可能に（さらには必要にさえ）なった。しかし〔東ローマ帝国からビザンツへの〕名前の変更は急に起きたわけではない。ローマ帝国自体も、オクタウィアヌス・アウグストゥスからコンスタンティヌスの後継者に至るまで、大きな変化を見せたことも考慮しなければならない。ローマはつねに「共和国（レース・プーブリカ）」であり続けたのであり、国の再興という考え方は、ローマ国民の目から見ればもっともゆゆしき罪の1つであり続けた。しかし最高権力は「ローマ国民の支配」という性格をますます失っていった。国民は地上の権力を託されたままだったが、その権力はもはや共和国に基づく意味では理解されていなかった。ローマは「共和

国」という概念を忠実に守っていたが、その《民衆》はもはや国民の共同体ではなく、神による救済の使命とのつながりによって定義付けられた信者の集まりだった。こうした使命の実現が、地上の諸制度に神が授ける権力を正当化したのであり、この任務は特定の一門や王朝が権力を《私物化する》のを防ぐにはとても重要だった。「共和国」という概念は、異なるかたちで定義された共同体と常に結びつくかたちで、ローマとビザンツに残っていた。それは公民権に基づくのか、あるいは典禮つまり神へのお勤めに基づくのかの違いである。

コンスタンティノポリスにおける権力という考え方は、とりわけ『聖書』に基づいていた。言い換えれば、帝国のイデオロギーの基盤は主として『旧約聖書』に依拠していたが、『新約聖書』に由来する「恩寵」を介して理解されていた。《権力を託されたもの》と呼ばれた共同体は、言葉の福音書的な意味によればすでに「新しいイスラエル」のことだった。つまり、神を信じて生きていくために聖体の秘跡によって集められた信徒たちのことである。それでも、このような共同体を支配する権力のモデルは、《この世》（『ヨハネによる福音書』18：36）には属していない「王国」を伝える『新約聖書』の中に見つけることはできない。そのためローマ人は『旧約聖書』の中にモデルを探した。スラヴ人の使徒、聖シリルの伝記は、聖人と、己の民衆の伝承に通じていたカザルの賢人との会話を伝えてくれる¹²⁾。会話の中でカザルの賢人は、自分の国（カザル人の国）では氏族ごとに万事がうまくいっているのに、なぜローマ人は絶えず皇帝を変え続け、異なる家系の人たちを権力の座につかせるのかと尋ねる。そこで聖シリルは『聖書』を根拠にして、こう答える。神は王位にあったサウ

12) Климент Охридски, *Събрани съчинения*, т. III: *Пространни жития на Кирил и Методий*, изд. Б. Ангелов, Хр. Кодов, София, 1973, р. 96 (chapitre IX).

ルに続いて、ダビデを選ばれた民の王かつ預言者にしたが、この2人に血のつながりが全くないことを考慮されなかった。唯一の論拠となったのは、王が神の意思と「法」を尊重したという点である。なぜならサウルは《神に気に入ることを一度も行わなかった男》と呼ばれたからである。ジルベール・ダグロン氏¹³⁾は、この話に認められるのは権威ある論拠による議論の終わらせ方に過ぎないと指摘したが、私も同じ意見である。これにより、権力の領野のみならず、神による選択においても、『旧約聖書』が大きな意味を持っていることが強調される。神による選択は、正当性の根拠として一門とのつながりよりも優位にある。この著名なフランス人ビザンツ研究者による次の指摘を、再度強調しておかねばならない。その指摘によれば、『旧約聖書』は最高権力の領域では、東ローマ帝国にとって憲法としての役割を持ち、その重要性はローマの共和政の遺産が担っていた役割を遥かに超えていたというものである¹⁴⁾。君主の姿は、神の望む姿であり、神はそうした姿の君主に塗油を行う。最終的には、神は単なる人間を神の民の君主かつ王侯へと変えた。まさしく、こうした人間から君主への変化は正当性にとって重要な点であり、変化は塗油に始まり、力による暴君からの権力奪取に至るまで、さまざまな様態からなる可能性がある¹⁵⁾。相続は、それが決して生物学的かつ生来の理由ではなく、神による選択と密接に結びついている限りにおいて、このリストの中を含めることができるだろう。権力の象徴としての冠は、神を媒介にしない限り手に入れることはできない。神だけが権力とその唯一の源の所有者だからである¹⁶⁾。

13) G. Dagron, *Empereur et prêtre. Étude sur le « Césaropapisme » byzantin*, Paris, 1996, p. 68.

14) G. DAGRON, *Ibid.*, p. 70.

15) G. DAGRON, *Ibid.*, pp. 39-40 et pp. 68-69; IV. BILLARSKY, « MUTABERIS IN VIRUM ALIUM. Observations sur certains problèmes juridiques, liés à l'onction royale », *Ius et ritus. Rechtshistorische Abhandlungen über Ritus, Macht und Recht*, herausg. von Iv. Biliarsky, Sofia, 2006, pp. 83-125.

(2) 権力の継承という領野では、東欧と中世後期の西欧には1つの違いが認められる。ビザンツとその威光の影響下にあった国々は、神権政治という考え方を持ち続けていた。その考え方は、皇帝の権力の選択と正当化に関して、神の意思に優先権を与えていた。これに対して西欧は、異なる権力の構造や概念に基づく、別のタイプの社会を展開した。ビザンツが目に見える世界を、天上の秩序を反映した階層化された全体とみなしていたのに対し、西欧は社会を3つの身分〔聖職者と貴族と平民〕からなるものと捉えていた。3つの身分の調和は天との類似ではなく、創造主である神への務めと考えられた、社会の務めを行う際の協力関係や義務の分担に基づいていた。権力を話題にするときには、王権に関わる身分を形成している貴族に焦点を当てなければならない。貴族という概念は、ビザンツではほとんど知られていない。確かに《^{エウゲネイア}貴族階級》のようなものは常に存在したが、それがビザンツ社会の構成要素となることは決してなかった。帝国のヒエラルキーの中での地位は世襲によるものではなく、最高権力も先述の通り世襲によるものではなかった。西欧では逆に、王は先祖代々から貴族の一員として、封建的なヒエラルキーの頂点にあった¹⁷⁾。神の権力

16) 王冠については、次の拙稿で筆者はいくつかの論点を示している。

« Legitimizing Figure. Women, Marriage and Power » by Ivan Biliarsky Source: CAS Sofia Working Paper Series (CAS Sofia Working Paper Series), issue: 6/2014, pages: 123, on <http://www.ceeol.com/aspx/issuedetails.aspx?issueid=a23676bf-22f9-4015-93f9-e0c0b2ca65c5&articleId=a516a9b2-1070-4a9f-a25e-7ba742e8cc59>.

17) 論文集 *L'Hérédité entre Moyen Âge et l'époque moderne. Perspectives historiques*, éd. M. van der Lugt, CH. DE MIRAMON, Firenze, 2008 のうち、特に以下の論考がこうした問題に焦点を当てている：G. CASTELNUOVO, « Revisiter un classic : noblesse, hérédité et vertu d'Aristote à Dante et à Bartole (Italie communale, début XIII^e - milieu XIV^e siècle) », pp. 105-156 ; CH. DE MIRAMON, « Les origines de la noblesse et des princes du sang. France et Angleterre au XIV^e siècle », pp. 157-210 ; K. OSCEMA, « Maison, noblesse et légitimité : aspects de la notion de l'hérédité dans le milieu de la cour bourguignonne (XV^e siècle) », pp.

を問題視することなく、王権は封建化し、権威は王朝の私的な専有物のごときものになった。このようにして、王朝に由来する一門の世襲に関わるすべての問題は、国家権力と関わり始めた。公的分野と私的分野の混同と、両者の接近は、双方向で進んだ。私的なものが権力の領野に入り込み、王権は密接かつ公然と特定の一門と結びつき、その一門は王権を先祖の財産として分け合った。それでも、世襲制が確立するまでには時間が必要だった¹⁸⁾。こうした閥族主義の成功は、権力のある種の世俗化か、あるいはむしろ権力の世俗的な神聖化および合理化を経たに違いない。このことは、ビザンツ世界で起きた国家権力の教会化の対極にある「教会化」とは、魂の救済や正しい信仰の擁護など、本来「教会」が行うべき任務を「国家」が担当することを指す]。

(3) 王権の神格化および、教会の概念との結びつきについては、エルンスト・カントローヴィッチが『王の2つの身体』の中で見事に説明している。特にカントローヴィッチが王権のテーマと、君主像創出のために「キリスト論」からの借用に触れている各章と、女王エリザベス1世治下に集大成されたエドモンド・プラウドンの有名な『判例集』に認められ

211-242. この論文集の2人の編者が、貴族と貴族以外の人々との生理学的な違いについて、13世紀にパリで起きた論争への注意を喚起している点は注目される (M. VAN DER LUGT, CH. DE MIRAMON, « Penser l'hérédité au Moyen âge : une introduction », pp. 3-7)。このことはある意味で、権力の世襲に関する問題を、神権政治の考え方とは矛盾する、血縁の領野に位置づけている。

- 18) 中世期全体にわたって、「美徳による貴族」と「生まれながらの貴族」の区別をめぐる説は、西欧の関心事の1つだった。それによると、前者はつねに後者よりも高い位置に置かれ、権力については、神による選出が世襲による選出よりも称えられていた。van der Lugt, Miramon, « Penser l'hérédité au Moyen âge », pp. 33-34 ; G. CASTELNUOVO, « Revisiter un classique : noblesse, hérédité et vertu d'Aristote à Dante et à Bartole (Italie communale, début XIIIe - milieu XIVe siècle) », *L'Hérédité entre Moyen Âge et l'époque moderne. Perspectives historiques*, pp. 105-155.

る¹⁹⁾。権力の聖性は道具化されて、権力の強化と権力基盤の合理化へ向かう道となった。世襲による相続を規制するに至るあらゆる手づきもまた同じ方向へと向かう。こうしたプロセスを理解するには、権力の獲得へ至る道としての長子相続を検討することが可能であろう。長子相続には批判の恐れもあるが、それでも王位継承に1つの原則や順番を導入することになる。

長子相続は、社会を安定させるために相続の均衡を保つという原則の1つに過ぎない。それでも、長子相続は決して簡単なものではなく、少なくとも公的な領野では正当化が必要である。権力を長男に譲るのは当然のように見えるかもしれないが、その論拠を示す必要を避けるわけにはいかない。論拠を示す必要は、人間の心の奥底やフォークロアの中に見つけられるかもしれないが、私はむしろ『聖書』に由来する、世界を理解するための《普遍的なコード》の中にそれを探し求めたい。諸々の証言が存在するが、どれもあまり明瞭とは言えず、曖昧である。具体的なケースが見つかることを願いたい。

長子相続を伝える最も重要な話は、エサウの話である。エサウはレンズ豆の煮ものをお椀一杯分食べさせてもらう代わりに、弟ヤコブへ長子の権利を売ってしまう（『創世記』25：29～34）。話の詳細に立ち入ることはしないが、『聖書』のこの話によると、確かに長子という生来の事実に由来するこの権利は、絶対に取り消せないわけではなかった。もちろん、イサクの長男はその権利を売るに至ったが、高い価で売ったのではない。この話の続きとして、弟ヤコブが兄エサウから長子の権利をまたしても奪い、父のイサクから祝福を不正に受け取る件を引合いに出すこともできる

19) E. H. KANTOROWICZ, *The King's Two Bodies. A Study in Mediaeval Political Theology*, with a new preface by William Chester Jordan, Princeton University Press, Princeton, New Jersey, 1997, pp. 7-23, 42 suiv.

だろう（『創世記』27）。こうして母の腹から2番目に生まれた息子が、父の後継者となったが、それも不正なやり方によるものだった。族長たちの相続は、単に財産の相続に限らなかった。なぜなら、族長たちは権力を象徴し、王権という考え方を（あらかじめ）担っていたからである。そういうわけで父イサクはエサウにこう話したのである（『創世記』27：37、40）「すでに私は彼（＝ヤコブ）をおまえの主人とし、親族をすべて彼のしもべとしてしまった（中略）。お前は剣に頼って生きていく。しかしおまえは弟に仕える（以下略）」。確かに『旧約聖書』に基づく「法」は、父が息子たちから相続の優先権を持つ者を選ぶのを認めていなかった——長男は父の意図と独立してこうした権利を持っている²⁰⁾。ここには矛盾があるのだろうか？ イスラエル法をめぐる的確で賢明な注解に立ち入ることはやめ、管見の限りではイスラエル法にはそうした例が見つからぬと述べておきたい。『申命記』によると、父には息子たちの中から選ぶ権利がなく、イサクはまったく選択をしなかった——イサクはただヤコブにだまされただけである。この欺瞞に満ちた行為は、ヤコブが父から祝福を受けるための唯一の理屈だった。合理的な選択も、感情的な選択もいっさいなかった。それにもかかわらず、ひとたび事が運んでしまえば、それを否定することはできなかった。『旧約聖書』には世襲制と関連したケースはさらに多くあるが、本稿のテーマに関しては、先述したことに注意しなければならない。つまり権力の継承という行為は、ある人間を選ばれた王侯へと変える行為であり、選ばれた王侯は神のとりなしにより権力を手にする。

20) 『申命記』21：15-19「ある人に2人の妻があり、一方は愛され、他方は疎んじられた。愛された妻も疎んじられた妻も彼の子を産み、疎んじられた妻の子が長子であるならば、その人が息子たちに財産を継がせるとき、その長子である疎んじられた妻の子を差し置いて、愛している妻の子を長子として扱うことはできない。疎んじられた妻の子を長子として認め、自分の全財産の中から2倍の分け前を与えねばならない。この子が父の力の初穂であり、長子権はこの子のものだからである。」[新共同訳による]

ヤコブのケースでは、このとりなしは父による祝福によって行われ、権力の所有者という新たな資格をひとたび手にした人物は、もっぱら神権政治の論拠にのみ由来する理由によりこの資格を失うまで、変わらぬままだった。こうした脈絡では、長子相続は後継者を示すさまざまな指標の中の1つに過ぎず、それ自体重要なものではない。皇子や皇女が父帝の在位中に生まれること²¹⁾や、他の相続システムについても同じことが言えるだろう。どんな相続形態であれ、権力を所有しそれを選ばれた者に授ける神の意思に従っていることが分かる。

(4) 事実、ビザンツはこの点について、『旧約聖書』に基づき、人間社会で神の持つ実質的な権力と関連した、強固な神権政治の考え方を広めている。それにもかかわらず、その形態は『新約聖書』に基づくものでありえない。それは、皇帝の権力と政治上のイデオロギー全般を正当化するのに、聖母とその崇敬がとて重要であることを示している。権力の正当化は権力の神聖化とみなされており、それは神の存在とじかに結びついている。『旧約聖書』の時代には、神の存在は「神殿」を介して認められていた。「神殿」内の「至聖所」には、「契約の箱」があった。キリスト教徒による『旧約聖書』のアレゴリー解釈の枠内では、「神殿」と「聖域」は神の母を予告するイメージに過ぎなかった。なぜなら神の母を介して、神は「受肉」し、「神人」になったからである。したがって、以上の議論から、ただ単にコンスタンティノポリスだけでなく、ビザンツ文化全般にとっても重要な、マリア信仰の起源を探る必要が出て来る。ビザンツ社会は6世紀後半と7世紀初めに重要な展開を経験した。それにより公的

21) G. Dagron, « Né dans la pourpre », *Travaux et mémoires du Centre de recherches d'histoire et civilisation de Byzance*, 12, 1994, pp. 105-142.

活とその《典礼化》のキリスト教化を強く推し進めることになった²²⁾。もちろん、権力はこうした流れから除外されることはなく、宗教思想は社会と国家の生活の現状を理解する上で肝要なものとして現れていた。最高権力と行政はすでに、特別な領野での神へのお勤めのようなものとして理解されていた。ビザンツの神権政治は「国家」を、使命を帯びた「教会」に似た、1つの組織として捉えていた。それは「最後の審判」とこの世の「終末」のときに己の「救済」を人間たちに準備させる使命である。マリア信仰が特別な重要性を持つのは、まさしくこの使命のためである。それは「救い主」に地上の生を与えた女性への信仰であり、人間たちにとって天上の庇護者としてのテオトコス（神の母）を対象としたものである。「救済」への道を開く「犠牲」と「贖罪」が「受肉」と必然的に関連するのは疑いない。「受肉」は「神の母」テオトコスである聖母マリアによってこの世で実現する。いとも聖なる処女は、「神人」に肉体を授けた女性であり、神の最も近くにいた人間である。そのためマリアは、人間たちや人類の庇護者かつとりなし役となるのである。6世紀後半と7世紀初めに「町の庇護者」としてのマリア信仰が現れ、その後広がりを見せたことは、まさしくこうした脈絡で検討しなければならない²³⁾。こうした考え方はビザンツ神権政治の礎にあったため、《皇帝》^{バシレウス}の権威の正当性の根源は、ここに認めることができる。帝国には救済の使命があり、その使命は、ただ単に「最後の審判」のときだけでなく、歴史のさなかにも「人類」の庇護

22) O. Treitinger, *Die oströmische Kaiser- und Reichsidee vom oströmischen Staats- und Reichsgedanken*, Darmstadt 1956, p. 27; A. Cameron, "The Theotokos in Sixth-Century Constantinople", *Journal of Theological Studies*, N. S., XXIX, 1, April 1978, pp. 80-81.

23) Cameron, *The Theotokos in Sixth-Century Constantinople*, p. 99 suiv.; R. G. Păun, 'La couronne est à Dieu', *Neagoe Basarab (1512-1521) et l'image du pouvoir pénitent, L'empereur hagiographe. Culte des saints et monarchie byzantine et post-byzantine*, p. 199 suiv.

者となるテオトコス（神の母）と関連している。とりなしによる「人類」の庇護は、「帝国」と、キリスト教世界の目²⁴⁾にあたる「帝国」の首府の庇護を介して行われる。皇帝たちはそのため、神の力と神の母のとりなしにより、権力と勝利を受け取り、現世での使命を果たすことができたのである。

もちろん、こうした政治的脈絡によれば、ビザンツでの権力の正統性は、かならず宗教上の論拠を持つ必要があることになるだろう。権力は神に由来し、常に神に属していた。そのため地上の代理者たちは、ただ神の意思がそこにあるだけで権力の行使を正当化することができたのであり、合理的な理由やいっそう不自然な理由では決して正当化できなかった。つまり、権力を（権標を通して）神とその母に返すことは、ビザンツのイデオロギーの脈絡では矛盾した行動になるかもしれない。その意味では、こうした行動を図像で表現するのは、想像することさえも難しい。ここでは、西欧における権力の宗教上の基盤を否定するつもりはないが、その論拠は別の方法を用い、別の形態を取りながら、別の考え方によって作られてきたのである。

訳者後記

本稿の著者イヴァン・ビリアルスキ (Ivan Biliarsky) 氏 (1959 年、ブルガリア・シュメン生まれ) は、中世ブルガリアの法律を専門とする法学者で、数多くの著書と雑誌論文を発表している多作の人である。2011 年からブルガリア科学アカデミー・歴史研究所では中世史を、ヴァルナ大学法学部では法学史を講じている。

24) P. Alexander, « *The Strength of the Empire and Capital as Seen through Byzantine Eyes* », *Speculum* 37, 1962, p. 355 ; B. Pentcheva, *Icons and Power : The Mother of God in Byzantium*, Pennsylvania State University Press, University Park, PA, 2006, p. 12 suiv., 37 suiv., etc. 聖母マリアと異教の女神テューケーおよびウイクトーリアとの対応関係が、B・ペンチェーヴァによって探し出されたが (*ibid.*, p. 14, 17 suiv.)、常軌を逸した見方だと思われる。なぜなら、異教の女神崇敬の神学上の基盤は全く別物だからである。

訳者がビリアルスキ氏の面識を得たのは、1991年9月にフランス・ボワティエ大学中世文明研究所で行われた大学院生向けの夏期講座のときであり、1ヶ月にわたり寝食をともにした。この度ビリアルスキ氏が、最新の研究成果をフランス語で書きおろして下さったため、拙訳により本誌で紹介することにした。本稿は5章からなる長大な論考であるため、ここでは3章までを掲載し、残りの2章は本誌の次号に掲載することにする。なお〔 〕を挟んで補った注は、訳者が付け加えたものである。